

第 5 6 号議案

副市長の選任について

次の者を副市長に選任したいので、議会の同意を求める。

氏名 渡 部 貴 徳

住所

令和7年6月9日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

副市長 岡刀岳秀氏が本年６月３０日をもって退職するため、その後任の副市長を選任したいが、渡部貴徳氏を適任者と認め選任したいので、地方自治法第１６２条の規定により議会の同意を得るため、この議案を提出する。

「参 照」

地方自治法

第 1 6 2 条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第 1 6 3 条（抜粋） 副知事及び副市町村長の任期は、4 年とする。

長崎市副市長定数条例

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 6 1 条第 2 項の規定により、副市長の定数を 2 人とする。

第 5 7 号議案

公平委員会の委員の選任について

次の者を公平委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求める。

氏名 塩 田 淑 文

■

住所

■

令和 7 年 6 月 9 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

公平委員会の委員 吉次博之氏の任期が本年 7 月 1 0 日をもって満了するため、その後任の委員を選任したいが、塩田淑文氏を適任者と認め選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を得るため、この議案を提出する。

「参 照」

地方公務員法

第 9 条の 2 第 2 項 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

第 9 条の 2 第 10 項 委員の任期は、4 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。